

所得税と市県民税の申告はお早めに 受付は2月18日(月)～3月15日(金)

平成24年分の所得税の確定申告と、平成25年度の市県民税の申告を受け付けます。市役所東別館と北部振興局では、期間中、土日を除く全日、申告相談を受け付けます。7支所については、巡回とします。各支所会場は日程が限られており、混雑が予想されますので、なるべく市役所東別館会場または北部振興局会場を利用してください。申告期限(3月15日)が近づくと会場が大変混雑しますので、申告は早めに済ませましょう。

所得税の申告が必要な人

- サラリーマンの人で、次のいずれかに該当する人。
 - 給与以外の所得(退職所得を除く)が、20万円を超える人。
 - 2か所以上から給与を受けている人。
 - 平成24年中の給与収入が、2千万円を超える人。
- 農業所得、不動産所得および雑所得などがある人で、平成24年中の所得の合計が各種控除の合計額よりも多い人。

市県民税の申告が必要な人

- 平成25年1月1日に市内に居住し平成24年中に所得があつた人。
- 国民健康保険に加入している人は、収入が無くても申告が必要です。申告がない場合、軽減が受けられません。
- *遺族年金や障害者年金等の非課税年金を受給している人も申告が必要です。

申告をされる皆さんへ

- ◆申告に必要なもの
 - ①申告書(市税務課または税務署から送付された書類)
 - ②印鑑
 - ③源泉徴収票または給与支払証明書(原本に限る)
 - ④公的年金などの源泉徴収票(原本に限る)
 - ⑤事業所得(農業所得含む)や不動産所得などがある人は、「収支内訳書」の添付が必要です。所得の収支計算を行い、書類を作成してお越しくください。(作成できない場合は、受付できません。)
 - ⑥配偶者特別控除を受けようとする人は、配偶者の源泉徴収票など所得のわかる書類
 - ⑦生命保険などの各種支払証明書(原本に限る)
 - ⑧国民年金保険料支払証明書または領収書(原本に限る)
 - ⑨還付申告の人は本人名義の振込先口座がわかるもの(通帳等)
- ▼次に該当する人は持ち物を確認ください
 - ①平成24年中に国民健康保険料等を納めた人は、市税務課から送付した「社会保険料払込証明書」
 - ②不動産所得などで、市の固定資産税を必要経費として申告する人は、固定資産税の課税明細書(課税明細書が手元にないときは、市税務課、北部振興局・各支所福祉生活課で、固定資産課税台帳の写しを取り寄せておいてください。)
 - ③医療費控除を申告する人は、平成24年中に支払った医療費の総額を必ず計算しておいでください(文書料・差額ベッド料金・インフルエンザの予防接種費用など、医療費控除の対象にならない経費があります)。ま

*所得税の確定申告をされた人は市県民税の申告は不要です。

申告をする市県民税の税額が変わる人

- 平成24年12月31日現在で、しょうがい者の認定を受けている人。
- 平成24年12月31日現在で、配偶者と死別・離婚後再婚していない人で寡婦(夫)控除の要件に該当する人。

申告相談会場

- 申告相談会場および申告受付・相談日時は別表Ⅰのとおりです。
- 相談内容は、市民税の申告受付、所得税の確定申告で、医療費控除や途中退職などの還付申告、公的年金等に関する申告です。なお、株式、譲渡および営業に関する申告は市では受付していません。税務署での申告をお願いします。
- 市役所東別館会場では、休日相談と平日時間延長を別表Ⅱのとおり行います。

た、健康保険や生命保険などで補てんした保険金などがあれば、補てんした金額がわかるものを必ずお持ちください。(計算せずにお越しの場合は、ご自身で計算していただくこととなります)

*このほかに、65歳以上で要介護認定を受けている寝たきり、または重度の認知症の人は、「特別障害者の認定書」で特別障害者控除が受けられます。また、おむつ費用の医療費控除を受けるのが2年目以降の人は、「証明書類」で医療費控除が受けられます。認定書、証明書類の発行については高齢福祉介護課(☎65-7789)へ問合せください。

無料税務相談所の開設

税理士による無料税務相談所が開設されます。

【日時】 2月21日(木)、22日(金)
9時30分～正午、13時～16時

【会場】 長浜商工会議所(高田町)

【対象】 小規模の事業所得者、消費税課税事業者、農業所得者等

問合せ先

税務課市民税・国保料グループ	
北部振興局	(☎65-6524)
浅井支所	(☎82-5901)
びわ支所	(☎74-4352)
虎姫支所	(☎72-5253)
湖北支所	(☎73-4852)
高月支所	(☎78-8301)
余呉支所	(☎85-3113)
西浅井支所	(☎86-3223)
	(☎89-1123)

所得税・消費税の決算、確定申告説明会

【とき】 2月4日(月) 13時～16時
【ところ】 勤労者福祉会館 臨湖(港町)
【内容】 各種確定申告書の記載方法の説明
※確定申告書の提出や個別相談はできません。

サラリーマンや年金受給者のための還付申告

年金受給者、給与所得者の医療費控除、住宅借入金等特別控除および中途退職者に係る還付申告を次の会場で受け付けます。受付時間はいずれの会場も9時30分～12時、13時～15時30分です。
※パソコンを利用した申告書の作成を行っていただきます。

会場	開催日
市民交流センター(地福寺町)	2月7日(木)、8日(金)
浅井支所3階大会議室(内保町)	2月12日(火)
高月支所3階3-B会議室(高月町渡岸寺)	2月13日(水)

※市民交流センターは第二駐車場を利用してください。

平成24年分の申告についての留意事項

①生命保険料控除の変更

平成24年1月1日以後に締結された保険契約等については、これまでの「一般生命保険料控除」、「個人年金保険料控除」に加え、介護・医療保障に係る保険料について「介護医療保険料控除」が設けられました。なお、平成23年12月31日以前に締結した保険契約等に関してはこれまでどおりです。

②年金所得者の申告手続きの簡素化

公的年金等の収入金額が400万円以下かつ、その年分の公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合は、昨年確定申告の必要が無くなりました。ただし、住民税の申告は必要です。

③扶養控除額の変更

年少扶養親族(16歳未満の者)に対する扶養控除および16歳以上19歳未満の者に対する扶養控除の上乗せ額(25万円)が昨年廃止されました。なお、市県民税の非課税限度額の算定には、年少扶養の数を含みます。

問 長浜税務署(☎62-6144)
税務署の電話は、自動音声案内でご案内しています。

☆別表Ⅱ 休日相談・平日時間延長(市役所東別館6階会議室)

対象となる日と受付時間		
休日	2月24日(日)	午前の部 9時～11時 午後の部 13時～16時
	時間延長 2月28日(木) 3月7日(木)	午前の部 8時30分～11時30分 午後の部 13時～18時30分

※2月24日(日)は会場に通訳がいます。

《e-TAX確定申告会場の開設》

ご利用いただくと最高で3,000円の税額控除が受けられるe-TAXの確定申告を長浜税務署と市役所東別館に設置します。

場所	期間 ※土・日は除く	時間
長浜税務署	2月18日(月)～3月15日(金)	9時～12時 13時～17時
市役所東別館6階	3月4日(月)～3月15日(金)	9時～12時 13時～16時

○利用できる人
申告書の記載準備がすべてできている人で、電子証明書発行済の住民基本台帳カードを持っている人(事前に「e-TAXの開設届」が必要です。)
*電子証明書の取得・更新については、8頁を参照ください。詳しくは市民課(☎65-6511)へ問合せください。

☆別表Ⅰ 申告相談会場一覧表

申告相談会場	申告相談日時	受付時間
市役所東別館(6階 会議室)	2月18日(月)～ 3月15日(金)	午前の部 8時30分～ 11時30分
北部振興局(2階第1・2会議室)		
虎姫支所(2階 会議室)	2月18日(月)～ 2月20日(水)	午後の部 13時～16時
浅井支所(3階 大会議室)	2月21日(木)～ 2月26日(火)	
びわ支所(リウトプラザ)(1階 視聴覚室)	2月27日(水)～ 3月1日(金)	※土曜日・日曜日 は除く (休日相談は 別表Ⅱのとおり)
湖北支所(1階 1-A会議室)	3月4日(月)～ 3月15日(金)	
高月支所(1階 1-A会議室)	2月20日(水)～ 2月26日(火)	※申告等の相談は上記会場でのみ受け付けます。
余呉支所(1階 第1会議室)	2月27日(水)～ 3月4日(月)	
西浅井公民館(1階 会議室)	3月5日(火)～ 3月8日(金)	